

日本クリーンウッド法とデューディリジェンス ゼロ・デフォレステーションの視点からの考察

Japan Clean Wood Act and Due Diligence Consideration from the Perspective of Zero Deforestation

粂 井 ま り¹

Mari MOMII

要 旨

本研究の目的は、日本のクリーンウッド法の現状と課題を明らかにし、本来の目的である気候変動対策や世界の森林保全に貢献するために何が必要かを考察することである。

現在、増加しつづける世界人口と経済発展に伴う食料や日用品への需要は高まる一方であり、世界の森林が次々に農地へと転換している。そこで、森林減少に寄与しないためのゼロ・デフォレステーション（森林減少ゼロ）宣言を多くのグローバル企業が行っている。現在、高リスクコモディティであるパーム油、大豆、牛肉、木材のうち、法的規制が存在するものは木材のみであり、木材のリスク管理は先例となりうる重要な分野であると言えよう。世界的に違法木材の規制法がスタンダードとなりつつある中、日本では規制法ではなく合法木材推進法としてのクリーンウッド法が2017年から施行されている。しかし議員立法で成立したこの法律は、違法リスクの高い木材の流通を禁止はしていない。また、どのように企業が高リスク木材をサプライチェーンから排除すればいいのかなど、未だ明らかになっていない部分も多い。

本研究ではまず、ゼロ・デフォレステーションという国際的な動きの具体的な情報を明らかにし、その中で違法木材規制の位置を確認する。その後、日本のクリーンウッド法を概観し、同法で企業に求められる「合法性確認」が欧米の違法木材規制法で求められる入念な確認のプロ

1 本稿の一部は **Forest Trends** の助成金によるものである。また、本稿のベースとなった調査や記述内容には以下の文献の寄与による部分があるが、本稿は筆者自身の考えを述べたものであり、**Forest Trends** の組織としての考えを反映するものではない。Momii, M. et. al. (2020) *Japan Clean Wood Act*. *Forest Trends*. To be published in May 2020.

セスである「デューディリジェンス」と同様のものか否かを考察し、今後の課題と展望を述べる。

キーワード：違法木材規制、デューディリジェンス、クリーンウッド法、ゼロ・デフォレステーション

1. はじめに

陸地面積の約3割を占める森林は、気候変動対策や生物多様性の保全に大きな役割を果たしており、人類の生存と福祉に大きく貢献している。しかし世界の森林は減少²・劣化の一方をたどっており³、現在、森林は年間330万ヘクタールのスピードで消失しているという数値がある⁴。

持続可能性の第三者認証制度や、公共政策に関して森林減少・劣化対策として比較的早くから進んでいるのは木材の分野である。特に法規制については消費国政府による違法木材規制法は世界的にスタンダードとなりつつある。2008年のアメリカを皮切りに、EU、オーストラリア、韓国など消費国が関連法律を成立させており、日本でも後述の通称クリーンウッド法と呼ばれる法律が成立した。この中で特に消費国側で共通する要素として、違法な可能性のある木材をサプライチェーンから排除するために行う「デューディリジェンス」(Due Diligence: 以下DD)という入念な調査確認の概念がある。欧米各国はこれを法的義務としている。

一方、世界人口の増加と食料や日用品への需要が爆発的に増える中、世界の森林、特に気候変動や生物多様性の観点から重要な熱帯林の消失の最大の要因は農地転換であり、違法伐採そのものではなくなっている。2015年の研究では、2000年から2011年の間、パーム油、大豆、牛肉、木材(紙パルプ含む)の生産が熱帯林減少の原因の40%を占めていたという結果が出ている⁵。農地転換に伴う森林減少に対処するために「ゼロ・デフォレステーション」宣言を多くの企業が行っているが、多くはパーム油などの農産物がサプライチェーン中にある企業である。今や違法伐採、農地転換、森林減少・劣化は、世界のグローバル市場経済とサプライチェーンに密接に関連した、

2 国連食糧農業機関 (FAO) の定義では、森林減少とは樹冠率が10%となった永久的な状態や、他の利用のための土地転換により森林が失われた場合を指す。本稿では森林減少という用語をこの意味で使用する。国連食糧農業機関 (FAO) (<http://www.fao.org/3/I8661EN/i8661en.pdf>) 2020年4月5日アクセス

3 森林減少は、樹冠率が10%以下となる永久状態や他の利用のための土地転換。

4 2010年から2015年にかけての平均。1990年代には平均730万ヘクタール。Food and Agriculture Organisation of the United Nations (FAO) (2016) *State of the World's Forests in Brief: Forests and Agriculture – Land Use Challenges and Opportunities*, p.32 (<http://www.fao.org/3/a-i5850e.pdf>) 2020年4月1日アクセス)

5 Henders S, et.al. (2015) "Trading forests: land-use change and carbon emissions embodied in production and exports of forest-risk commodities" in *Environmental Research Letters* 10 (12): 125012. (<https://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/10/12/125012/pdf>)

日本クリーンウッド法とデューディリジェンス ゼロ・デフォレステーションの視点からの考察
多くの要素が絡み合う非常に複雑な問題と化していることがわかる⁶。

本研究ではまず、ゼロ・デフォレステーションという国際的な動きの具体的な情報を明らかにし、その中で違法木材規制の位置を確認する。その後、日本のクリーンウッド法を概観し、同法で企業に求められる「合法性確認」が欧米の違法木材規制法で求められる入念な確認のプロセスである「デューディリジェンス」と同様のものか否かを考察し、今後の課題と展望を述べる。

2. 森林減少と農地転換

森林は年間 330 万ヘクタール消失しているという数値がある⁷ことはすでに述べた通りであるが、この数値は純消失であり植林などで増加した面積を相殺したものである。よって、生物多様性のレベルや炭素貯蔵の割合などとは無関係に樹冠率に従い森林被覆面積をカウントしたもので、実際には炭素貯蔵や生物多様性の観点から重要な天然林、特に熱帯林は消失を続け、過去 25 年間の消失のほとんどは熱帯林となっている⁸。

増加しつづける世界人口と経済発展に伴い、食料や日用品への需要は高まる一方であり、食料や燃料の現地での必要性もあり熱帯地域で森林が次々に農地へと転換している。森林の農地転換は、実際、森林を必要とする木材産業にも影響を与える可能性のある現象となっている。データを見ると、2000 年から 2010 年には 700 万ヘクタールの熱帯林が消失している一方、世界の農地は 600 万ヘクタール増加しているが、どちらも南米、サブサハラ・アフリカ、東南アジアという、農地転換が問題視されている国で起きている。

消費国側で農地転換に伴う森林減少・劣化を食い止めようとする試みを大きく二つに分けると公共政策と民間企業による自主努力があり、民間企業による動きとして近年注目を集めているものに「ゼロ・デフォレステーション」とそれに伴う持続可能性認証の増加がある。ゼロ・デフォレステーションは、企業が森林減少ゼロ宣言にコミットしサプライチェーンの管理を行うというのが基本的な考え方であり、実質的には認証製品の調達が可視化された実績と捉えられる傾向があるようである。認証製品については後述するが、ゼロ・デフォレステーション宣言をしている企業の多くは森林減少に由来する可能性のあるパーム油などを原材料に使用するグローバル企業

6 CIFOR, <https://annualreport2018.cifor.org/keeping-trees-in-the-ground/illegal-logging-mukula-ofac-brief-zero-deforestation/> 2020 年 4 月 5 日アクセス

7 2010 年から 2015 年にかけての平均。1990 年代には平均 730 万ヘクタール。Food and Agriculture Organisation of the United Nations (2016) *State of the World's Forests in Brief: Forests and Agriculture – Land Use Challenges and Opportunities*, p.32 (<http://www.fao.org/3/a-i5850e.pdf>) 2020 年 4 月 1 日アクセス

8 Ibid, p.32.

である。

一方で、木材は森林減少のリスクが高い4つのコモディティの一つに挙げられているにも関わらず、一部を除くと木材業界ではゼロ・デフォレステーションという言葉はそれほど浸透していない。しかし現在の違法伐採は農地転換とも密接に関係しており、森林問題はますます複雑化していると言える。

3. ゼロ・デフォレステーション

ゼロ・デフォレステーションについて見ていく前に、森林問題を解決する取組の全体像を確認しておく、主に熱帯地域の森林保有国側における取組と、森林減少に寄与するコモディティの消費国における取組に分かれる。前者については、REDD (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries (森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減)) プラスに代表される国際的な気候変動の観点からの枠組み、土地の利用権などの整備、森林保全や持続可能な森林管理、造林や森林再生などが挙げられる⁹。一方で、消費国側の取組としては違法伐採規制を除けば森林製品や森林の農地転換を伴った農産物の責任ある製造や調達がその代表である。さらにこれらの統合的アプローチが全体に影響するにも関わらず、セクター別に理解度や取組への熱意も異なっており、複雑な構図であることがわかる。

ゼロ・デフォレステーションは、前述の全体像から言えば消費国側の取組で国際的に森林減少問題を解決しようとしてきた歴史の中では比較的新しい言葉であり、以下の二つが主な動きである。

- ① コンシューマー・グッツ・フォーラム (CGF)
- ② 森林に関するニューヨーク宣言

2010年、当時設立されたCGFがその会員企業に対し、2020年までにネットでの森林減少をサプライチェーン中でゼロにするというコミットメントを要請したことに始まっている。その後、多くのコモディティ生産者、製造業界、小売業界などが続いた。この動きが2014年に気候サミットにおいて国連レベルでの宣言となったのが森林に関するニューヨーク宣言である¹⁰。この宣言

9 以下参照: WWF, http://d2ouvy59p0dg6k.cloudfront.net/downloads/wfc_2009_wwf_2020_zero_net_deforest_brief_rt_final_coms.pdf 2020年4月5日アクセス

10 *New York Declaration on Forests: Declaration and Action Agenda* (https://www.undp.org/content/dam/undp/library/Environment%20and%20Energy/Forests/New%20York%20Declaration%20on%20Forests_DAA.pdf) 2020年4月5日アクセス

森林に関するニューヨーク宣言

1. 2020年までに少なくとも天然林減少率を半分に抑え、2030年までにゼロにする
2. 農産物生産による森林破壊を2020年までに排除するという民間セクターの目標達成を支援する
3. 他の経済セクターに由来する森林減少を2020年までに大幅に抑える
4. 貧困を緩和し、持続的で公平な開発を促進する方法で、基本的ニーズ（自給農業やエネルギー源としての燃料材など）による森林減少の代替策を支援する
5. 1.5億 ha の荒廃したランドスケープと森林を2020年までに再生し、全世界の森林再生率を大幅に増加させ、さらに2030年までに少なくとも2億 ha を再生させる
6. 2030年の森林保全と再生に関する野心的な量的目標値を、新たな国際的な持続可能開発目標の一部として、2015年以降の国際的な開発枠組みに組み込む
7. 国際的に合意されたルールに則り、2度目標に合うべく、2020年以降の気候に関する世界的な合意の一部として、森林減少と森林劣化による排出量を削減することを2015年に合意する
8. 森林からの排出を削減するための戦略策定と実施に対する支援を提供する
9. 検証された排出削減量に対する支払いをスケールアップするような公的政策や、民間セクターの商品作物調達に関する対策などを実際に行ったことで、森林からの排出を減少させた国や地方政府に報酬を与える
10. 森林ガバナンス・透明性・法制度を強化し、同時に地域コミュニティのエンパワーメントを実施し、先住民族の権利、特に土地と資源に関する権利を認める

は「法的拘束力を持たない政治的な宣言」¹¹であり、2020年までに天然林の消失を半分に、2030年までにゼロにするという内容である。ニューヨーク宣言には2017年までに40カ国の政府、20の地方自治体、55の企業そして50以上の先住民団体と非政府組織（NGO）が署名をしているが、日本政府も入っている。

ゼロ・デフォレステーションの文脈では、この概念を推進する組織や文献により関連度の高いコモディティの例が若干変わるが¹²、ほとんどの場合、パーム油、大豆、牛肉、木材（紙パルプ含む）とされており、前述の通りこの4つのコモディティの生産が熱帯林減少の原因の40%を占めたという研究がある¹³。転換地で生産される農産物の多くは国内消費であるものの¹⁴、コーヒー

11 Ibid.

12 Pentril, F. et. al. (2019) "Deforestation displaced: trade in forest-risk commodities and the prospects for a global forest transition" in *Environmental Research Letters*, 14 055003. (<https://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/ab0d41/pdf>) 2020年4月5日アクセス

やカカオ、米など森林保有国で伝統的に栽培されてきた作物も森林減少に寄与する場合も多い¹⁵。

ゼロ・デフォレステーションを本格的に推進すべく、2017年には「森林に関するニューヨーク宣言のグローバル・プラットフォーム (NYDF Platform)」が設立され、国連開発計画 (UNDP) による取組のための事務局が誕生している。

ただし、宣言以外に企業がどのような取組をしているかはそれほど明確ではなく各主体に任されている。多くの機関が各企業の取組を評価しているが、その代表的なものに米国に本部を持つ NGO である Forest Trends が運営する Supply Change というデータベースがある。これは、国際 NGO の WWF と、非営利団体であり気候変動対策に関する企業の取組を格付けしている CDP (Carbon Disclosure Project) と共同で運営されている。ちなみに、現在は多くの企業が ESG (環境・社会・ガバナンス) 格付けの対象となっており、それが ESG 投資の際に影響するため、こうした第三者評価や格付けは今や企業にとって重要な意味を持つ。これについては後述する。Supply Change の 2019 年の報告では、森林減少リスクの高い 4 つのコモディティをサプライチェーン中に持ち影響力のある企業 865 社を評価しているが、ゼロ・デフォレステーションのコミットメントをしている企業は 72 社、そのうち進捗状況を報告しているのはわずか 21 社であったことがわかった¹⁶。

また、森林問題を研究しているシンクタンク Center for International Forestry Research (CIFOR) の報告では、ゼロ・デフォレステーションのコミットメントを表明している影響力の大きな 50 の企業を評価したところ、ほとんどの企業で具体的な方策は用意されていないという結果になった¹⁷。また調査対象となった企業のうち 4 分の 3 の企業は、自社のサプライヤーにゼロ・デフォレステーションへのコミットメントを義務付けていないこともわかっている。

上記の評価からもわかるように、ゼロ・デフォレステーションの①、②のどちらの取組においても目標達成は困難と見られている。熱帯林の破壊につながる市場の動きをモニタリングする非営利団体、Global Canopy は、2018 年に木材業界を含む 500 の企業を評価しており、何らかのコミットメントをしている企業のうち 2020 年までにコモディティが引き起こす森林減少をサプライチェー

13 Henders S, et.al. (2015)

14 Henders らの調査の最終年では減少面積が 210 万ヘクタール、その 4 分の 3 がブラジルの森林であったが、転換目的である牛肉の消費の 80% 以上はブラジル国内の消費であった。Ibid.

15 Jopke, P. and Schoneveld, G. C. (2018) *Corporate Commitments to Zero deforestation: An Evaluation of Externality Problems and Implementation Gaps*, Center for International Forestry Research.

16 Forest Trends Supply Change and Ceres (2019) *Targeting Zero Deforestation: Company Progress on Commitments That Count, 2019*. (<https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/2019/06/2019.06.05-Supply-Change-Targeting-Zero-Deforestation-Report-Final.pdf>) 2020 年 4 月 5 日アクセス

17 Jopke, P. and Schoneveld, G. C. (2018).

日本クリーンウッド法とデューディリジェンス ゼロ・デフォレステーションの視点からの考察
ン中から排除できる予定の企業は一つもないと結論づけている¹⁸。最新の評価である2019年の報告書では、金融業界も含む影響力のある企業500社のうち森林破壊ゼロへのコミットメントのない企業が、インターネット通販最大手のアマゾン社を含め40%もあったとしている¹⁹。

先のCIFORの報告では、企業が具体的な方策を用意できないのはバリューチェーンを通して原材料のトレーサビリティを確保することの難しさの現れであるとしている²⁰。さらに、コモディティ別にコミットのレベルも違っており、Supply Changeで評価対象となっている企業では、パーム油と木材は牛肉と大豆よりコミットしている企業が多くなっている（後者が1-2割に対して約5割）²¹。これは、木材はFSC認証が1993年から存在しており、パーム油も2004年に設立されたRSPO（Roundtable for Sustainable Palm Oil）の認証制度があることが背景となっている。企業のゼロ・デフォレステーションへのコミットメントの達成度を測るのに、数値で表しやすい認証製品が主要なツールとなっているということである。特にパーム油については企業もサプライチェーン管理というよりは認証に頼るケースが多く、Forest TrendsのSupply Changeは、法的要件を満たさなくてはならない木材業界に比べ、法的規制のないパーム業界は批判にさらされやすいからであるとしている²²。

4. “Embodied deforestation” と ESG リスク

農地転換に関連するリスクは、森林減少だけでなく、その際に現地で起きる違法な行為のリスクも内包しており、多くの環境団体がリスクコモディティのための農地転換に付随する違法伐採を報告している。例えば、パーム植林と放牧に関して、ブラジルやインドネシア、マレーシアをはじめとする熱帯諸国では農地への転換のほとんどに違法性があるという2014年のForest Trendsの推定がある²³。

18 Global Canopy (2018) *Forest 500: 2018 Annual Report* (https://forest500.org/sites/default/files/forest500_annualreport2018_0_1.pdf) 2020年4月7日アクセス

19 Global Canopy (2019) *Forest 500: 2019 Annual Report* (https://forest500.org/sites/default/files/forest500_annualreport2019_final_0.pdf) 2020年4月7日アクセス

20 Jopke, P. and Schoneveld, G.C. (2018).

21 Donofrio, S., Rothrock, P., and Leonard, J. (2017) *Supply Change: Tracking Corporate Commitments to Deforestation-Free Supply Chains*, Forest Trends. (https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/2017/03/2017SupplyChange_FINAL.pdf) 2020年3月25日アクセス

22 Ibid.

23 Forest Trends (2014) *Consumer Goods and Deforestation: An Analysis of the Extent and Nature of Illegality in Forest Conversion for Agriculture and Timber Plantations*. https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/for168-consumer-goods-and-deforestation-letter-14-0916-hr-no-crops_web-pdf.pdf 2020年3月25日アクセス

違法伐採についての国際刑事機構の報告書では、ブラジルの典型的な例を以下のように挙げている²⁴。多くの場合大規模牧場経営者が所有するあるいは協働する大企業が森林に伐採のための道路を建設し、そこから得られる収入を道路拡大に投入する。森林が部分的に開放されると皆伐採などが起こり貧しい小規模農家が入って焼畑農業を行うが、間もなく開墾された土地で牧場経営者が放牧を始め、小規模農家はさらに森林の奥へと追いやられるという構図である。この一連の過程で多くの違法行為が起こっているが、小規模農家が熱帯林に居住し焼畑農業を行うことの違法性は、貧困問題などが関連する解決の難しい問題である。この報告書ではブラジルにおいては放牧が森林減少の70%を占めると述べている²⁵。

4つのリスクコモディティは原産国での自国消費が多い一方で²⁶、EUなど主要消費国による輸入も大きな割合を占めている。例えば、EUの調査によれば、EUは2004年には家畜用飼料、食品や日用品、畜産品などのリスクコモディティを通しての森林減少の10%に責任があったという²⁷。EUはそうした消費を“embodied deforestation”（具現化された森林減少）という言葉で表現し、「商品、コモディティ、あるいはサービスに関連する森林減少である」としている²⁸。

“Embodied deforestation”という用語は現在、サプライチェーンの川下における森林減少の責任を問う文脈で使われている。これはカーボンフットプリントなどでも同様で、“embodied carbon”という指標がある。「国際貿易に体化した環境負荷」を評価し地球規模での資源利用の効率性や公平性などを問い直す動きに関連しているという²⁹。環境倫理学の世界で言う環境正義という考えと同様の流れである³⁰。

こうした考えは現在企業の注目を集めるESGリスクにつながっている。リスクという概念はDDにおいて欠かせない要素であるが、現在のところは消費国の企業から見ると消費国側に対象製品に関する法規制のあるなしで、「違法リスク」なのか、「ESGリスク」なのかに分けられると

24 Nellemann, C., INTERPOL Environmental Crime Programme (eds). (2012) *Green Carbon, Black Trade: Illegal Logging, Tax Fraud and Laundering in the Worlds Tropical Forests*. United Nations Environment Programme, p.34.

25 Ibid.

26 EUによれば森林減少に由来する農産物の33%、畜産物の8%が国際貿易の対象であり、アフリカ、中米、南米が森林減少に由来する農産物の最大の消費国である。European Commission (2013) *The impact of EU consumption on deforestation: Comprehensive analysis of the impact of EU consumption on deforestation*, p.6. (<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/1.%20Report%20analysis%20of%20impact.pdf>) 2020年4月3日アクセス

27 Ibid.

28 Ibid.

29 佐藤正弘、本間由香里、仲山紘史 (2014) 「他地域間産業関連 (MRIO) モデルを用いたエンボディド・カーボンとエンボディド・エネルギーの推計」 KIER Discussion Paper 1406, Kyoto Institute of Economic Research (京都大学) (<http://www.kier.kyoto-u.ac.jp/DPJ/DP1406.pdf>) 2020年4月3日アクセス

30 参考：加藤尚武 (2005) 『新・環境倫理学のすすめ』、丸善ライブラリー。

日本クリーンウッド法とデューディリジェンス ゼロ・デフォレステーションの視点からの考察
考えてよいだろう。その場合、違法リスクは（原産国の法律を基盤とした）自国の法に違反して
いるリスク、ESG リスクは ESG 格付³¹ とそれに伴う ESG 投資も含めた企業にとっての事業リ
スクや風評リスク、と見ることができる。

ただし、消費国側で法規制が導入された場合、ESG リスクは少なくとも部分的に違法リスクに
変わる。2020年4月現在、児童労働など人権問題が深刻なカカオについて、EUは違法木材を市
場から排除するための木材規制法のような法律の導入を検討している。考えられる仕組みの一つ
として企業にDDをさせるというものがある。DDについては後述するが、購入する製品の違法
リスク（あるいはESGリスク）を企業が自分で評価しリスクのある製品を購入しない判断をす
る仕組みである。EU木材規制法では①情報収集、②リスク評価、③リスク緩和措置というプロ
セスを指定している。

実際、前述の企業の格付をしているCDPは、EU加盟国はEU木材規制法など既存の森林リス
クコモディティに関する法律を「適応させ」大豆や牛肉など農産物を対象にするように提言して
いる³²。新たな法律でなくとも、農産物のリスクコモディティに何らかの規制が導入されること
は現実的な可能性であるだろう。

5. 農地転換問題とデューディリジェンス

木材のDDを早くから支援してきた非営利団体であるNEPConは、主に木材輸入企業を対象
としたSourcing Hubという森林に関するリスク評価ツールをウェブサイト上で提供しており、
パーム油、大豆、牛肉、木材の4つのコモディティの「リスク」を可視化している。うち、木材
のみが合法性に関するリスクであり、他の3つに関してはCSR（Corporate Social Responsibility：
企業の社会的責任）リスクとしていることに注目したい。つまりESGリスクである。木材は違
法木材規制法があり企業は違法リスクを確認することが最低ラインとなる。しかし木材にもある

31 ESG格付は、企業の情報開示や既存の情報に基づいて第三者が行っており、非常に多くの格付が
存在している。森林減少は今や気候変動リスクとも連動した重要なESGリスクとなっている。世界
最大級のファンドであるノルウェー年金基金は森林減少のリスクのある企業からのダイベストメント
を行ってきたが最近の例ではアマゾンの森林火災を受けアマゾンから大豆を輸入する企業に質問表を
送っている。Responsible Investor, “Norway’s KLP to firms involved in Brazilian soya production:
‘We expect answers’” (2019年8月27日) (<https://www.responsible-investor.com/articles/norways-klp-to-firms-involved-in-brazilian-soya-production-we-expect-answer>) 2020年4月7日アクセス

32 CDP (2018) Analysing European Public and Private Actions to Tackle Imported Deforestation: A
Guide for European Policymakers and Companies (https://6fefcbb86e61af1b2fc4-c70d8ead6ced550b4d987d7c03fcDD1d.ssl.cf3.rackcdn.com/cms/reports/documents/000/003/270/original/Europe_Forests_Policy_Brief_2018_Final.pdf?1522742737) 2020年3月20日アクセス

国において合法でも ESG リスクが残るものもあり、興味深い点である。

消費国側では、農産物の生産に関わる違法性に関しては、違法伐採に比べるとまだそれほど研究が進んでいない³³。これは前述のブラジルの例にあるように多くの場合、森林ガバナンス、土地ガバナンス、土地利用計画など原産国の政府の管轄となっている分野で違法行為が起こっているためでもある。さらに、リスクコモディティを生産する原産国では汚職やガバナンスの問題が蔓延しており³⁴、許可や証明書はあってもその発行に賄賂や利権が介在している場合もある。原産国側でも様々な取り組みは行われている³⁵が効果は限定的である一方、消費国側で違法性を明らかにすることは非常に難しいため、それらの製品の輸入を規制する根拠がない。

違法性を明らかにするのが難しいという課題については木材に関しても同様であるが、アメリカ、EU、オーストラリアの違法木材規制法では、違法性を立証するのではなく、DD という入念な確認を企業に行わせることを目的とし、企業がリスクの高い木材を購入しない仕組みを構築しようとしている。

6. 違法伐採・違法木材とその定義

これまで見てきたように、現在の森林減少の最大の要因は、農地への転換であり木材収穫を主要な目的とした「違法伐採」ではなくなっている³⁶。しかしブラジルの例にあるように農地転換に伴う違法伐採も行われている場合があり本来複雑な概念である。

もともと違法伐採の定義には国際的に正式合意されたものではなく、伐採時の違法性のみを問う狭義のものからサプライチェーン中の違法性まで含む広義のものまで様々である。国際刑事警察機構は違法伐採には少なくとも農業・鉱山活動に伴う違法伐採など10種類が存在するとしており³⁷、これまで述べてきた農地転換を原因とする森林の危機的な状況を考えると、今後、違法性

33 Brack, D. "FLEGT, REDD+ and agricultural commodities" in *ETFRN News* 55: 177-184 (March 2014)

34 Ibid.

35 東南アジアの例で言えばインドネシア政府は、原生林及び泥炭地での新規のプランテーション開発許可の発行のモラトリアムを導入、さらに中央カリマンタン州の数県とマレーシアのサバ州ではゼロ・デフォレストーションのパーム油生産を推進している。Miller, D., et.al. (2017) *Collaboration Toward Zero Deforestation: Aligning Corporate and National Commitments in Brazil and Indonesia*, Environmental Defense Fund and Forest Trends.

36 Food and Agriculture Organisation of the United Nations (2015) *Global Forest Resources Assessment*, p.21.

37 Nellemann, C. (2012). 英王立国際問題研究所も、伐採時に限らず農業、鉱山活動やインフラ整備に伴う違法な伐採を含むとしている。チャタムハウスウェブサイト：<https://forestgovernance.chathamhouse.org/publications/why-tackling-illegal-logging-is-important> 2020年3月26日アクセス

国際刑事警察機構による違法伐採の定義

1. コンセSSION内で起きる違法伐採 (Nelleman, p.28)
 - 偽造・再利用された許可書を使った伐採
 - 伐採権の違法な取得
 - 許可書やコンセSSION割当を超えた伐採
2. 保護区で起きる違法伐採
 - 保護区内での伐採
 - 道路の拡大、鉱山活動、その他許可書のない伐採
3. 非保護区で起きる違法伐採
 - 放牧及び大豆生産
 - 小規模農家による農業活動拡大
 - 紛争地域における伐採
 - 通常のコンセSSIONではない伐採
4. バイオ燃料用の植林で起きる違法伐採
 - 植林地の設立、拡大、及び植林地を越境した伐採

出典：Nelleman, C. (2012) より筆者作成³⁸

はますます広義に捉えられる傾向にあると見てよいだろう。

木材に限らず企業がサプライチェーンの管理に使うツールとして「デューディリジェンス (DD)」という概念が世界的に広まっており、木材の分野では欧米政府がいち早くデューディリジェンスの概念を取り入れた違法木材の規制法を導入したことはすでに述べた通りである。以下、2016年に日本で成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)における合法性の確認が、世界スタンダードのDDと同様の動きをするのか否かを、欧州連合(EU)木材規制法と比較し考察する。さらに、違法リスクの高い木材を排除する視点から、日本における課題の特定と効果的な制度の運用及び2022年に控えたクリーンウッド法の見直しの展望を試みる。

38 Nelleman, C. (2012), p.28.

7. 世界の違法伐採対策の背景³⁹

違法伐採問題への取組は1990年代初頭から始まり2000年代には先進消費国政府による公共調達方針が導入された。EUは1993年から原産国と二国間協定を結ぶ開発支援とセットでこの問題に取り組んできた先駆者である⁴⁰。日本では政府調達として2006年に一定範囲の木材製品がグリーン購入法の対象となり、林野庁から合法性ガイドラインが出されている⁴¹。以来、このガイドラインに基づいて業界団体の運営する「合法性証明」のための団体認定制度が活用されてきた⁴²。

その後、2008年に米国でレーシー法改訂により世界初の違法木材規制が導入されて以来、2010年にはEU木材規制法、2012年にはオーストラリア違法伐採禁止法が成立するなど、違法木材は一気に進んだ。共通するのはDDの概念である。日本でも2016年に議員立法でクリーンウッド法が成立したが、同法は規制法でなく合法木材推進法であり、世界の他の法律とは異なっている。まず以下では、比較の対象とするEU木材規制法について簡単に紹介する。

8. EU木材規制法

FLEGT 行動計画

EUは「森林法施行、ガバナンス、貿易に関するEU行動計画（EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade: EU FLEGT）」（以下、FLEGT行動計画）を2003年に策定し、木材の原産国と二国間協定（VPA）を結ぶ取り組みを行ってきた。それに法的根拠を与えたのが2010年に成立したEU木材規制法とも言える。

FLEGT行動計画は、これまで見てきたような原産国側の法整備の欠如、ガバナンスや汚職の問題、取締などのキャパシティ不足、貧困問題、土地利用問題、先住民族の問題など、広範囲のESG問題を違法伐採問題の原因と見なしている⁴³。

FLEGT計画のもとVPAを締結した原産国は、ステークホルダー参加を通じた「合法性確認制

39 これ以下の文章を編集し『林業経済』に投稿した：『林業経済』（2020年5月発行予定）。また、これ以下の部分は注1にある通りForest Trendsの以下の文献の寄与による部分がある：Momii, et. al. (2020年5月出版予定)。

40 原産国と二国間協定を結び合法性証明制度を構築すると、その国からの木材をライセンス材としてデューデリジェンスの義務を免除する仕組み。最新情報は以下参照：<http://www.euflegt.efi.int/vpa> 2020年3月26日アクセス

41 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（2006年、林野庁）。(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4sikumi02.pdf>) 2020年3月26日アクセス

42 合法木材ナビ：<https://www.goho-wood.jp/gyoukai/>

日本クリーンウッド法とデューディリジェンス ゼロ・デフォレステーションの視点からの考察
度（Legality Assurance System : LAS」の構築を行い、合法木材の定義、サプライチェーン管理、
合法材とサプライチェーン管理の証明制度、ライセンス発行制度、第三者によるモニタリング制
度の構築が求められる⁴⁴。ライセンス化できればEU市場ではライセンス材のデューディリジェ
ンスの義務が免除される仕組みである。現在ライセンス材が出てきているのはインドネシアのみ
である⁴⁵。

EU 木材規制法

EU 木材規制法（Regulation (EU No 995/2010) は、2010年12月に発効後、2013年3月以降、
加盟国すべてにおいて適用されている⁴⁶。EU 木材規制はEUの全加盟国に適用されており、米
国の違法木材規制法であるレーシー法、オーストラリアの違法伐採禁止法と併せて世界の木材市
場に一定の影響を与えている⁴⁷。

この法律は、(1) 違法木材をEU市場に導入することを禁止する、(2) 違法材がEU市場に入
らないよう最初にEU市場に木材を導入する事業者にはDDを義務付ける、(3) 事業者全体にト
レーサビリティ確保を義務付けるという3つのことを定めている。EU 木材規制の中核はDD
であり、違法木材を輸入した場合には罰則が用意されているが、実際にはDDの実施の有無が罰
則の判断となる⁴⁸。EUはDDに関するガイダンスを出しており、独立監督団体(MO)も認定さ
れているが、これについては後述する。加盟国政府はDDが適切に行われているか否か検査する
権限を持っており、押収、没収の他、懲役や罰金などの罰則を設けることになっている。

すでに述べた通り、EU 木材規制法ではDDを①情報へのアクセス、②リスク評価、③リスク

43 現在、実施状況の見直しが行われている。(http://www.efi.int/portal/about_efi/calls_for_tender/
tenders_2014/contract_notice_f-2014-8.2-24/) 2020年3月26日アクセス

44 2020年4月現在、以下がVPAの進捗状況である：7か国が締結（カメルーン、中央アフリカ共和
国、ガーナ、インドネシア、リベリア、コンゴ共和国、ベトナム）、8か国が交渉中（コートジボワ
ール、DRC、ガボン、ガイアナ、ホンジュラス、ラオス、マレーシア、タイ）、2か国が交渉に向けた
対話中（中国、ミャンマー）European Forest Institute (http://www.euflegt.efi.int/home) 2020年3
月26日アクセス。VPAは交渉開始から締結まで非常に長い時間がかかる。制度構築やキャパシテ
ィ問題、EUとの合意に向けての国内コンセンサスを得ることが難しいなど、理由は様々である。

45 2020年4月現在、新型コロナウイルスの影響としてインドネシア政府は必要条件であるV-Legalを
輸出の条件から除外している。Republic of Indonesia, "The Government Announces Second
Economic Stimulus to Address the Impact of COVID-19", Press Conference No. HM.4.6 / 32 / SET.
M.EKON.2.3 / 03/2020.

46 "REGULATION (EU) No 995/2010 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE
COUNCIL". Official Journal of the European Union, L295/23.

47 Hoare, A. (2015) *Tackling Illegal Logging and the Related Trade: What Progress and Where
Next?* Royal Institute for International Affairs.

48 ECのウェブサイトには定期的に取り締り結果や裁判の結果の報告書が載っている。例えば以下参照：
WCMC (2018) *Overview of Competent Authority EU Timber Regulation checks, July - December
2018*. 2020年3月12日アクセス

緩和措置という3つのステップとして第6条に規定している。合法性証明文書の収集は全体のうちの一つの要素でしかなく、文書を揃えただけではDDを行ったことにはならない。つまり文書ベースではなく事実ベースである。この考え方は、アメリカのレーシー法、オーストラリアの違法伐採禁止法でも同じであり、これまで述べてきたようにガバナンスや汚職の問題が蔓延している原産国が発行する文書自体にリスクがある可能性があるからである。

9. 日本クリーンウッド法

9.1 日本市場の違法木材

国際刑事警察機構の2016年の報告書によると、国際取引される木材製品の15-30%は違法の可能性があると⁴⁹。違法伐採問題の権威である英王立国際問題研究所（チャタムハウス）は一定の指標で各国の違法木材対策のスコア評価をしているが、筆者が取りまとめた2014年の報告書では、輸入木材セクターの12%が違法リスクが高いと推定している⁵⁰。

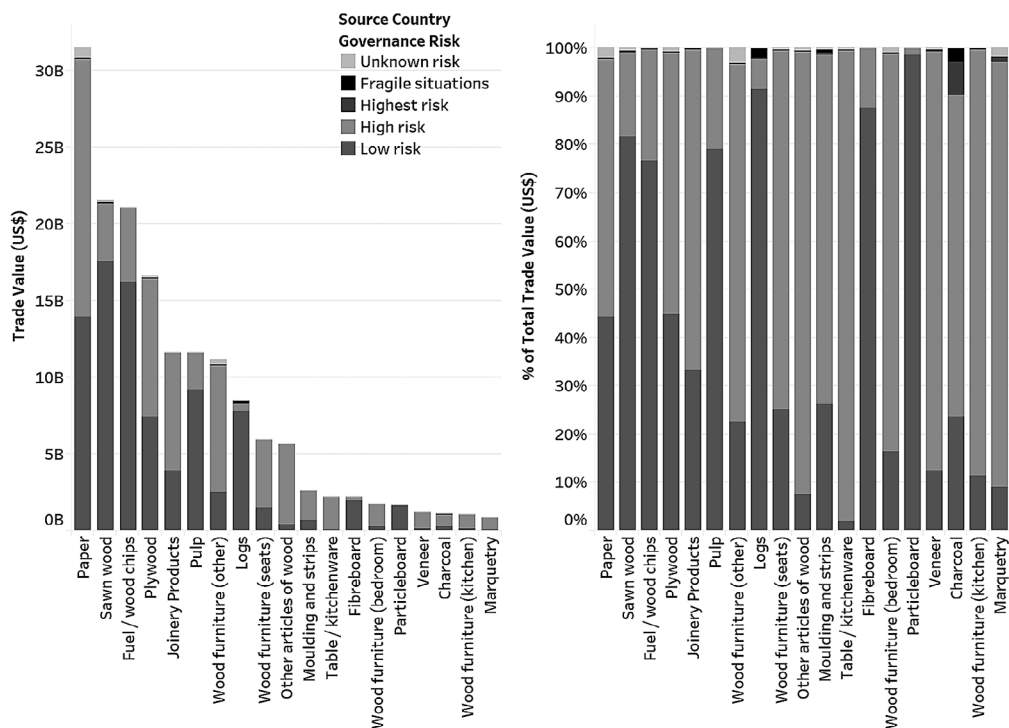
違法伐採蔓延の原因だと考えられている「ガバナンス」は、書類（例：伐採許可書）が信頼できるものかを評価するための指標である。違法木材規制法を持つ各国の情報交換の場であるTREE（Timber Regulation Enforcement Exchange）を運営する米非営利組織Forest Trendsでは、国際的指標⁵¹を使って独自に各国のガバナンススコアを評価している⁵²。以下の表はガバナンスが脆弱な「高リスク国」からの日本への輸入を示しており、紙とウッドチップの55%、建具の65%、木製家具の25%を占めている。

49 Nellemann, C. (2012).

50 榎井まり（2014）『違法木材の取引：日本における取組 チャタムハウスの評価』英王立国際問題研究所 <https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/publications/research/20141125IllegalLoggingJapanMomiiJapanese.pdf> 2020年4月1日アクセス。この数値は絶対的なものではなく違法木材の定義が日本とは異なっていること、違法木材は性質上正確な数値は出ないため、あくまで比較のベースであることは付け加えておくが、推定される数値の範囲で最も低い数値を取っている。

51 Fragile State Index (FSI) (脆弱国指標)、汚職認識指数 (CPI)、世界銀行指標、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EUI) のランキング。

52 Norman, M., et. al. (2017) *National Governance Indicators, Relevance for the Regulation of the Trade in Illegal Timber*. Forest Trends. (<https://www.forest-trends.org/publications/national-governance-indicators/>) 2020年4月1日アクセス



出典：UN Comtrade (2018年) よりフォレスト・トレンドズ作成 (2018年)

図 日本の「高リスク」国からの木材製品輸入 (金額ベース)

9.2 クリーンウッド法の概要

事業者求められること

法の所管は農林水産省(林野庁)であるが、建設業界は国土交通省、家具業界は経済産業省となっている。合法木材の取り扱いには努力義務であり、欧米規制のように法的拘束力はなく違法木材の取引に対しても罰則はない。基本的に、すべての事業者は「合法伐採木材等」を利用すべきである⁵³としたうえで、以下に説明する登録制度の対象となる「木材関連事業者」は「合法性確認」を行わなければならない⁵⁴。

希望する事業者は「登録木材関連事業者」として登録し同名称を使うことができる⁵⁵。登録事業者になるためには登録実施機関に申請をする必要があり、後述する合法性確認のための措置に関する情報を提出しなければならない。

53 第五条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)。

54 一、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針(平成29年5月23日)。

55 第八条、第十三条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律。

適用範囲

対象となる事業者は小売業界を除き広範囲に渡っている⁵⁶。最初に市場に木材を導入する業者(例:輸入業者)を第一種、それ以外を第二種の事業者に分け、第一種により入念な合法性確認を求めている⁵⁷。製品も広範囲が対象であり⁵⁸、再生材やパーティクルボードなどを除き⁵⁹紙や家具、バイオマスなど、樹種や原産国の確認が複雑な製品も含む。欧米規制法と同じく国産材にも適用され、国産材の場合は伐採届が必要である。

検査・取締・罰則

登録の有無に関わらず、木材関連事業者に報告を求めたり、立入検査を含む検査を実施する権限が政府に与えられている⁶⁰。報告しなかったり虚偽の報告をした場合、検査を拒否・妨害した場合には罰金が設けられている⁶¹。事業者への罰則は登録事業者という名称の適切使用に関わるものが主である中⁶²、唯一、登録していない事業者も対象とした取締規定である。よって、政府による報告の要請や検査を一定レベル行うことが本来の法の目的に効果的に貢献すると考えられる。さらに、登録実施機関にも、登録事業者に対して登録の取消や、それに至る前の報告要請、調査、改善措置の要請を行えるなど、様々な権限が与えられている⁶³。

クリーンウッド法における「合法木材」とは何か？

これまで見てきた通り、違法木材・合法木材の定義には統一されたものではなく、クリーンウッド法では合法木材は日本及び原産国の法令に適合して伐採された樹木に由来するもの、と定義されている⁶⁴。一方、EU木材規制法には、「適用法」と呼ばれる、対象となる各法律の分野が挙げ

56 製造、加工、輸出入をする事業者、建築事業者など。第一条(3)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律。より詳しくは、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則(平成29年5月1日)にある。

57 第二種の事業者は合法性確認が行われたことを書面でチェックすればよい。

58 第二条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律及び第二条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則。

59 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A」に、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットが挙げられている。(https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4qa.pdf) 2020年4月1日アクセス

60 第三十三条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律。

61 第三十八条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律。20万円以下の罰金。

62 第三十七条(1)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律。

63 第十四条、第十五条、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律。4(1)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針。

64 「我が国又は原産国の法令(中略)に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、または主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、または使用されずに収集され、若しくは破棄されたものを除く。)を言う。(クリーンウッド法 第2条(2))

EU 木材規制法第2条より「適用法」について

- 第2条 (h)「適用法」とは、以下の分野を網羅する、伐採国で適用される法律を意味する。
- 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利。
 - 木材伐採に課せられる税金を含め、伐採権および木材に対する代金支払い。
 - 木材伐採。木材伐採と直接関係している場合、森林管理や生物多様性保全を含む環境・森林法も対象となる。
 - 木材伐採により影響を受ける、利用および所有権に関する第三者の法的権利。
 - 林業分野に関連する取引および関税。

出典：EU 木材規制法第2条 (h)⁶⁵

られている⁶⁶。五つの分野に分かれており、伐採権、税などの支払い、森林管理や生物多様性保全、土地への権利などの第三者の権利、貿易や税関に関するものとなっている。

クリーンウッド法には適用法の範囲は指定されておらず、合法性確認の支援として林野庁の「クリーンウッドナビ」というサイトが存在している。情報の対象範囲は国内外の木材生産・流通の状況、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易に関する法令、木材の適正流通の確保に関する法令、と広範囲に渡ってはおり、EUの適用法範囲と類似の部分もある。ただしこれを前述のEUの「適用法」の範囲と同様のものと見ることができるのかは明らかではない。

クリーンウッド法の「合法性確認」とはどんなプロセスなのか？

木材関連事業者は取り扱う木材の「合法性の確認」を行うことが定められている⁶⁷。第一種の事業者の場合、国産材であれば樹木の所有者、輸入材は輸出業者に必要な書類を提出させ「内容を確認すること」となっている。確認時には、①前述の政府が提供する様々な情報と、②過去の取引の実績などを参考にすることになっている。確認の対象となる書類の一つは伐採許可書など合法性証明書類と一般に呼ばれるものであるが、その他必要となるのは①樹種、②伐採国・地域、③重量・面積・体積又は数量、④樹木所有者や輸出業者の名前及び住所を記載している書類である。

一方、EUではDDに含む要素としてリスク評価手続きを挙げ⁶⁸ 前述の通りガイダンス文書を

65 Article 2 (h), Regulation (EU) No 995/2010.

66 Article 2 (f)-(h), Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market.

67 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成29年5月23日）

68 Article 6, Regulation (EU) No 995/2010.

発行している。リスク評価では特定の樹種や伐採地における違法伐採や違法業務の規模、またサプライチェーンの複雑さを考慮するよう定められている。一方、クリーンウッドナビには「DD」という表現を使った説明フローが載っているものが⁶⁹、確認を実際にはどう行うべきかは前述の①と②以外には具体的な説明は特にない。

続いて、どちらの法律でも合法性が確認できない場合は「追加的措置」(EUでは「リスク緩和措置」)を取ることが定められている。このプロセスは現地監査からサプライヤーの変更まで多種多様であるが、EUではリスク緩和できない場合には取り扱いは当然禁止されているため⁷⁰、購入しないことになる。日本の場合には基本方針に「合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと」という記述の直後に「合法性が確認できた場合は、その旨を記載し」購入者に提供する、と書かれており⁷¹、合法性の確認できない木材違法リスクの残る木材が市場に流通することが現在のところは許可されている。

登録実施機関

希望する木材関連事業者が登録実施機関に登録を申請し、合法性確認について報告をする仕組みになっている。現在6つの民間組織が登録実施機関となっており⁷²、登録企業数は2020年3月現在397件となっている⁷³。うち、第一種事業者が30件、第一種と二種両方で登録をしている事業者が145件である。一方、グリーン購入法もとの団体認定制度では認定団体が149団体、認定事業者は12,048件となっている⁷⁴。政府による呼びかけは積極的に行われているものの、まだ一部の企業しか登録を行っていないことがわかる。

合法性確認の方法について事業者が登録実施機関に提出すべき情報として、6つの項目が挙げられており、合法木材の一年間の数量などの見込みと、第一種事業者に対しては樹種や原産国・原産地が含まれている。また、申請書に添付する書類として、合法木材の利用確保のための措置を「適切かつ確実に講ずる方法に関わる事項」が含まれている⁷⁵。ただし、具体的に求められる情報の詳細については各登録実施機関に任されているものと思われる。1年ごとに登録実施機関

69 (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>) 2020年3月26日アクセス

70 Article 4 (1), Regulation (EU) No 995/2010.

71 3 (2)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針。

72 公益財団法人日本合板検査会、公益財団法人日本住宅・木材技術センター、一般財団法人日本ガス機器検査協会、一般社団法人日本森林技術協会、一般財団法人建材試験センター、一般社団法人北海道林産物検査会。(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jissikikan.html>) 2020年3月26日アクセス

73 クリーンウッドナビ参照。(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jigyousha.html>) 2020年3月26日アクセス

74 合法木材ナビ参照。(https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php) 2020年3月26日アクセス

75 もう一つは責任者の設置や必要な体制の整備に関するもの。

日本クリーンウッド法とデューディリジェンス ゼロ・デフォレステーションの視点からの考察
への実績報告が義務付けられているが⁷⁶、施行から3年目に入る2020年4月現在、内容はまだ公表されていないが、近いうちにされることが予想される。

EU木材規制法におけるDDに関する制度を見てみると、登録実施機関と一見類似した監督団体(MO)の制度が設けられている⁷⁷。MOは有料で事業者にDDの基準と、その基準に準拠できるためのシステムを提供し、希望する事業者には研修やDD認証なども提供する⁷⁸。MOにはそのDDシステムを使う事業者をモニタリングする義務があり、不適切な利用があれば管轄官庁に通報する義務がある⁷⁹。

業界団体による団体認定制度

前述の通り合法性の確認に関して現在、登録制度と団体認定制度の二つの制度が並行して存在している。法の基本方針では、団体認定制度も合法性の確認の手段として活用できるとしており、登録を必要としない事業者も多いと考えられる⁸⁰。

二つの制度は本来的には異なる考えに基づいて設けられており、団体認定制度で会員企業に求められるのは合法木材調達自主規範と分別管理の制度であり、認定を受ければ合法木材の提供者として「証明」文書を発行できる仕組みである。つまり、基本的には書類ベースの事業者の認定であり、明確でない部分は多いものの最低でも(第一種は)樹種などの情報を集めて書類の確認を求めるクリーンウッド法の合法性確認とは異なっていることは言える。

9.3 デューディリジェンスとは何か？

DDは「相当な注意」などと訳されることも多いが根本的には「リスク」の概念に基づいた予防プロセスであり、事実ベース、自己責任という考えに基づいている。リスクについてはすでに違法リスクとESGリスクについて述べた通り、様々である。一定の基準は(政府の法律や企業の方針などで提示されて)存在するものの、最終的にリスクが十分低減されたかどうかは事業者にしかならない。この意味で根本的に外部による許可や判定をベースとする証明や認定の制

76 第十五条(二)(イ)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則。

77 Article 8, Regulation (EU) No 995/2010.

78 例として公開されているものにNEPCONのLegalSourceがある。<https://www.nepcon.org/certification/legalsource> 2020年3月26日アクセス

79 Article 8(2), Regulation (EU) No 995/2010. 事業者はMOを利用するか否かは自由であり、またMOを利用していてもDDの不備や違法木材の取扱があれば罰則の対象となりうる。ただ実際にはMOを使わず、国によっては業界団体を利用する事業者も多いようである。イギリスのMO及び業界団体についての詳細は、上河潔(2019年)「EU視察報告会『EU木材規制のリスク木材DDとクリーンウッド法の今後の展開』の開催について」林業経済72(9):25-31

80 (3)、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針。

度ではない。EUのガイダンス文書にもリスクが「無視できる」かどうかは事業者自身で判断するように明記している⁸¹。

もう少し詳しくDDを説明したものに「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」⁸²がある。DDプロセスを6つに分類しており、①（責任ある企業行動の）企業方針・経営システムへの組み込み、②負の影響の特定と評価、③負の影響の停止・防止・軽減、④実施状況・結果の追跡調査、⑤影響への対処の伝達、そして適切な場合には⑥として②の際の是正措置などを挙げている。そして常に改訂していく性質のものであるとしており、企業にとってどんな制度が望ましいかの参考になる。

情報収集についても、セクター（サプライチェーンなど）や地域（ガバナンスや人権・環境への負の影響など）に関連する「負の影響のリスクの大枠を理解するため」情報収集を行うとしている。そしてそのための情報収集は、政府、国際機関、市民社会やメディアまたはその他の専門家による報告書などを参考にするとしている。木材の場合でも、EUのガイダンスに類似の項目が載っており、汚職やガバナンスのレベルの確認はリスクのレベルの指標となる、としている⁸³。DDは事実ベース・自己責任であるという考えの例で、DDの理解において重要な要素である。

ただしOECDはDDは「リスクベース」で行うもので「負の影響の深刻性や発生可能性に基づいて、措置を講じる優先順位を決定すべきである」としている⁸⁴。木材で言うなら、原産地や樹種に違法性が関連付けられる可能性が高い製品から優先的にDDを行うということである。このアプローチは、EUでも採用されており、実際には網羅的にDDを行うことは効率性に欠け現実的ではない。

以上の考察から、クリーンウッド法ではまずはリスクの概念を明確に位置づけ、リスクベースのアプローチを奨励する必要がある。これは、各企業にとってDDのコストや労力をかけてまで購入したいかの判断過程ともなり、事業上重要な製品やサプライチェーンに注力することも意味する。企業は自らリスクを取り巻く背景情報を積極的に集める必要があるが、多くの先進企業はDDの基準を設定する際にすでにESGリスクの管理を想定している⁸⁵。森林破壊が危機的な状況

81 “Risk mitigation measures taken together must effectively reduce the risk to a negligible level.

In the case where all risk mitigation measures together cannot attain a negligible level of risk, the operator must refrain from placing the timber on the EU market”. Expert Group on the EU Timber Regulation and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) Regulation, *Guidance Document – Risk Mitigation*. (<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Risk%20mitigation%20measures.pdf>) 2020年3月26日アクセス

82 OECD (2018) 『責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス』 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000486014.pdf>) 2020年3月26日アクセス

83 Expert Group on the EU Timber Regulation and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade (FLEGT) Regulation, *Guidance Document – Risk Mitigation*.

84 OECD (2018) .

日本クリーンウッド法とデューディリジェンス ゼロ・デフォレステーションの視点からの考察にある今、最低限の ESG 要素は視野に入れた DD を行うことが、本来は消費大国としての責任であろう。

9.4 クリーンウッド法の課題と展望

以下、2022年5月には見直しが予定されているクリーンウッド法の課題と改善点の概要を挙げておく。以下は重要な課題に基づく大枠のみを検討したものであり、細部をどう実現していくか、業界団体を含め広くステークホルダーが考えて効果的で効率的な制度にしていく必要があるだろう。

- ① 課題：法的拘束力はないため、登録しない事業者もあり、それに対する罰則規定もない
改善案：合法性確認と登録を第一種事業者のみを対象とし、法的拘束力のある義務とする
短期的には、登録していない事業者に対する政府による検査やモニタリングが有効
- ② 課題：合法性を確認するための法律が特定されず幅広い（＝DDを実践しづらい）
改善案：リスクの概念を明確にし、合法性確認方法について政府によるより詳しいガイダンスを発行（ガバナンスや社会的要素も入れる）
短期的には、各社は調達方針を設けリスクベースでDDを実践し、業界団体が情報提供などをを行いこれを支援
- ③ 課題：合法性が確認できなくても流通してよい
改善案：確認できないものは流通しない（期日を設定）
- ④ 課題：登録実施機関による審査基準や報告義務の最低範囲が明確でない
改善案：上記の統一と公開。ただし各登録機関がそれ以上のことを要求することによる差別化は自由とする
- ⑤ 課題：従来の業界団体主導の団体認定制度と登録制度が並行して採用されている
改善案：団体認定制度にDDの要素を反映し、特に中小企業には一括登録のサービスを提供し、登録実施機関は一括登録の場合には価格に反映させる。

その他、例えば登録事業者に対する経済的な優遇措置（上記④への対策でもある）、パーティクルボードなどを含む対象製品範囲の拡大など、より細部に渡る検討も必要である。

85 例えば積水ハウスでは「Zero Deforestation」を念頭に、「フェアウッド調達」として10項目の独自基準に従い木材を評価しており、違法性だけでなく環境・社会面の項目が入っている。積水ハウス HP：https://www.sekisuihouse.co.jp/sustainable/environment/biodiversity_3/index.html 2020年3月26日アクセス

10. 結論

本研究では、以下について考察した。まず、①森林減少阻止の取組の一つであるゼロ・デフォレステーションの進捗は思わしくなく、②理由として原産国における違法リスクや ESG リスクを消費国企業が明らかにすることが難しいことが挙げられる。③森林減少リスクのある木材はそこの中では唯一消費国側に規制がある分野である。④ただし②の課題はあるためデューデリジェンスの概念を基盤においた仕組が重要である。⑤日本の合法木材推進法であるクリーンウッド法の合法性確認はデューデリジェンスと言えるかどうかは今後の運用にかかっている。⑥そのために重要な要素はリスクの概念とリスクベースのアプローチである。

森林減少・劣化は人類にとって生存をかけた非常に重要な課題であり、人口増加や食料などへの需要からさらに森林への脅威が大きくなることは明らかである。今後、EU のカカオの規制の検討に見られる通り、多くのコモディティに関してデューデリジェンスの概念が導入される可能性はある。その際に参考とされるのは違法木材規制である可能性は高く、日本はこの動きに遅れを取ると ESG 格付や ESG 投資がスタンダードとなってきたグローバル市場での競争力も低下することは目に見えている。木材についても最低限の合法性だけでなく、ESG リスクをより広範囲に視野に入れた取組をすることが事業メリットでもあり、国際的な責任を果たすことでもあるだろう。

参考文献

- Brack, D. "FLEGT, REDD+ and agricultural commodities" in *ETFRN News* 55:177-184 (March 2014).
- CDP (2018) *Analysing European Public and Private Actions to Tackle Imported Deforestation: A Guide for European Policymakers and Companies* (https://6fefcbb86e61af1b2fc4-c70d8ead6ced550b4d987d7c03fcDD1d.ssl.cf3.rackcdn.com/cms/reports/documents/000/003/270/original/Europe_Forests_Policy_Brief_2018_Final.pdf?1522742737)
- Donofrio, S., Rothrock, P., and Leonard, J. (2017) *Supply Change: Tracking Corporate Commitments to Deforestation-Free Supply Chains*, Forest Trends.
- European Commission (2013) *The impact of EU consumption on deforestation: Comprehensive analysis of the impact of EU consumption on deforestation*.
- Food and Agriculture Organisation of the United Nations (FAO) (2016) *State of the World's Forests in Brief: Forests and Agriculture – Land Use Challenges and Opportunities*.
- Forest Trends Supply Change and Ceres (2019) *Targeting Zero Deforestation: Company Progress on Commitments That Count, 2019*.

日本クリーンウッド法とデューデリジェンス ゼロ・デフォレステーションの視点からの考察

Forest Trends (2014) *Consumer Goods and Deforestation: An Analysis of the Extent and Nature of Illegality in Forest Conversion for Agriculture and Timber Plantations*.

Global Canopy (2018) *Forest 500: 2018 Annual Report*.

Henders S, et.al. (2015) "Trading forests: land-use change and carbon emissions embodied in production and exports of forest-risk commodities" in *Environmental Research Letters* 10 (12):125012.

Hoare, A. (2015) *Tackling Illegal Logging and the Related Trade: What Progress and Where Next?* Royal Institute for International Affairs.

Jopke, P. and Schoneveld, G. C. (2018) *Corporate Commitments to Zero deforestation: An Evaluation of Externality Problems and Implementation Gaps*, Center for International Forestry Research.

Miller, D., et.al. (2017) *Collaboration Toward Zero Deforestation: Aligning Corporate and National Commitments in Brazil and Indonesia*, Environmental Defense Fund and Forest Trends.

Nellemann, C., INTERPOL Environmental Crime Programme (eds). (2012) *Green Carbon, Black Trade: Illegal Logging, Tax Fraud and Laundering in the Worlds Tropical Forests*. United Nations Environment Programme.

Penttil, F. et. al. (2019) "Deforestation displaced: trade in forest-risk commodities and the prospects for a global forest transition" in *Environmental Research Letters*, 14 055003.

WCMC (2018) *Overview of Competent Authority EU Timber Regulation checks, July - December 2018*.

佐藤正弘、本間由香里、仲山紘史 (2014) 「他地域間産業関連 (MRIO) モデルを用いたエンボディド・カーボンとエンボディド・エネルギーの推計」 KIER Discussion Paper 1406, Kyoto Institute of Economic Research (京都大学)

榎井まり (2014) 『違法木材の取引：日本における取組 チャタムハウスの評価』 英王立国際問題研究所

OECD (2018) 『責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス』